

別添 2

初生ひなの輸出検疫要領

初生ひなの輸出検査を家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第45条第2項の規定に基づき農林水産大臣の指定する検査場所（以下「検査場所」という。）において行う場合の輸出検査は、別に定めるところによるほかは、本要領の定めるところによる。

本要領における届出・通知事項については、必要に応じ電子メールやファクシミリにより、また、本要領で定められる手続のうち書面等により行うこととしているものについては、「電子情報処理による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成20年10月6日付け20動検第701号）に基づき実施することができることとする。

なお、本要領は、輸出検査を動物検疫所の係留施設において行う場合にも準用する。

1 初生ひなの条件

輸出検査を受けようとする初生ひなの条件は、次のとおりとする。

- (1) 検査場所内において飼養されている種鶏群のうち輸出用の初生ひなを生産するための指定を受けた種鶏群が生産した種卵（以下「種卵」という。）からふ化されていること。
- (2) 健康で活力を有していること。
- (3) 「輸出初生ひなの生産地証明書」（別記様式第1号）が添付されていること。
- (4) 添付された関係書類は、輸入国政府の要求事項等を充足していること。
- (5) 消毒された清潔な容器に収容されていること。

2 検査場所の指定申請書に関する提出及び指定の審査

- (1) 検査場所の指定を受けようとする者（以下「検査場所申請者」という。）は、種卵採取開始日の1か月前までに「初生ひなの輸出検査場所指定申請書」（別記様式第2号）を、申請場所を管轄する動物検疫所長（別添1の「初生ひなの輸入検疫要領」の別紙の「検査場所を管轄する動物検疫所及び検査場所における輸入検疫を担当する動物検疫所の区域」の検査場所を管轄する動物検疫所の長。以下「指定担当所長」という。）を經由して農林水産大臣あてに提出する。

申請書には、種卵を採取する場所についての「最近3か年の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラム、サルモネラ・ガリナルムによるものに限る。）検査成績」（別記様式第3号）及び対象種鶏群の最近3か月以内に行った「家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラム、サルモネラ・ガリナルムによるものに限る。）検査成績」（別記様式第4号）、「鶏マイコプラズマ病検査成績」（別記様式第5号）並びに「ニューカッスル病の血球凝集抑制試験成績」（別記様式第6号）を添付する。

なお、養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により都道府県知事の登録を受けたふ化場については、登録番号及び登録年月日を申請書に記載

する。

また、初生ひなの生産種鶏群の家きんの伝染性疾病の検査等は、別紙の「輸出初生ひな生産種鶏群の検査上の注意について」を留意の上、実施する。

- (2) 指定担当所長は、当該申請書を受理したときは、指定に先立ち申請場所の所在地を管轄する都道府県（以下「管轄都道府県」という。）の畜産主務課長と「初生ひなの輸出検査場所指定申請について（協議）」（別記様式第7号）により協議するとともに、家畜防疫官に書類審査及び現地調査を行わせる。
- (3) 家畜防疫官の現地調査は、申請場所について、次の事項について調査することにより行う。

ア 申請場所の一般的環境に関する事項

(ア) 外部との隔離状況

(イ) 申請場所周辺の家きんの飼養状況及び家きん関連施設の状況（食鶏処理場、飼料工場、ふ化場、鶏卵集荷場等の有無）

(ウ) 申請場所に接した道路の交通量

(エ) 場内の衛生管理の状況

(オ) 種鶏舎及びその周辺における家きん及びその生産物の搬出入並びに外来者の出入の状況

イ 施設に関する事項

(ア) 種鶏場及びふ化場について

① 建物自体の状況と衛生管理状況

② 建物周囲の隔離（囲障）状況

③ 他の建物との関連性（距離、使用目的等）

④ 犬、猫、野鳥、そ族及び昆虫類の侵入防止対策状況

⑤ 出入口の踏込み消毒槽及び手洗消毒槽等の設置状況

(イ) 汚物等の処理について

死亡・とう汰した初生ひな及び汚物等の消毒、焼却等の処理方法

(ウ) ふ卵器等の器材について

① ふ卵器、発生器、集卵箱、雌雄鑑別器（台）等器具機材の衛生状況

② 消毒器、作業衣、作業靴、汚物容器等の整備状況

ウ 申請場所の管理者に関する事項

(ア) 家畜防疫官が必要と認めて行う指示事項について検査場所申請者及び同場所の管理責任者の受入れ態勢とその実効性

(イ) 申請者及び管理責任者の家きん衛生に関する関心の程度と実行性

エ 種鶏に関する事項

(ア) 種卵を生産する種鶏群の健康状況及び飼養管理状況（隔離、飼養鶏の日令、羽数、導入由来等）

(イ) 種卵を生産する種鶏群が飼育されている種鶏場における種鶏の淘汰、原因及びその処理状況

(ウ) 種鶏の補充状況及び年間更新計画

(エ) 最近1か年間における種鶏場の産卵率、ふ化率、育成率及び中止卵等の処理状

況

(オ)種卵を生産する種鶏群に対するワクチンの投与状況（ワクチンの名称、種類、投与方法、投与回数、投与年月日等）

3 命令書の交付

- (1) 指定担当所長は、書類審査及び現地調査の結果、申請の場所を検査場所として指定して差し支えないと認めた場合は、命令書を検査場所申請者に交付する。
- (2) 指定担当所長は、命令書を交付したときは、「輸出初生ひなの輸出検査場所の指定について」（別記様式第8号）により、動物検疫所長に報告するとともに、輸出（予定）港を管轄する動物検疫所の長（以下「輸出検査担当所長」という。）、検査場所での検査を担当する動物検疫所の長（「輸入初生ひなの検疫要領」の別紙の検査場所における輸入検査を担当する動物検疫所の長。以下「検査場所担当所長」という。）及び管轄都道府県畜産主務課長に通知する。
- (3) 検査場所の指定の期間は、輸出予定の初生ひなの輸出検査が終了する日までとするが、当該申請場所において継続して輸出が行われる場合にあっては、指定の日から1年を超えない期間とすることができる。
- (4) 指定担当所長は、検査場所の指定期間が終了した場合又は指定を取消した場合は速やかに命令書を返納させる。

4 標示書の交付

- (1) 指定担当所長は、3の命令書の交付にあわせて、当該検査場所の目的、指令番号及び指定期間を明記した標示書を検査場所申請者に交付する。
- (2) 指定担当所長は、指定期間中、標示書を種鶏舎及びふ卵室の見やすい場所に掲示させる。

5 検査場所の申請書類の保存

指定担当所長は、検査場所の指定を受けた者に対し、当該検査場所が指定を受けている間、初生ひなの輸出検査場所指定申請に係る関係書類を適切に保存し、家畜防疫官の求めがあった場合には提示するよう指示する。

6 輸出検査申請書の提出等

初生ひなを輸出しようとする者（代理者を含む。以下「輸出者」という。）は、「動物の輸出検査申請書」及び「輸出初生ひなの生産地証明書」等を、初生ひなの搭載予定日の前日までに輸出検査担当所長に提出する。

7 輸出時における初生ひなの検査等

家畜防疫官は、前記6の申請に基づいて初生ひなの輸出に際し、1の各号についての検査を行い、家きんの伝染性疾病の病原体を広げるおそれがなく、かつ、輸入国政府の輸入条件を充足すると認めた場合は、輸出者に「輸出検疫証明書」を交付する。

8 検査場所の指定を受けた者の遵守事項

- (1) 家畜防疫官の指示事項を厳守する。
- (2) 輸出検査担当所長、指定担当所長及び検査場所担当所長と緊密な連絡をとり、初生ひなの輸出検査に遺漏のないよう留意する。
- (3) ふ卵室、鑑別室及び種卵を採取する種鶏舎等への出入は、専任管理者（鑑別師を含む。以下同じ。）を定め、出入口に手洗消毒槽及び踏込消毒槽を設置し、手指、履物の消毒を励行するとともに、清潔な作業衣を備え、作業に当たっては必ず更衣する。
- (4) ふ卵室、ふ卵器、貯卵箱、集卵箱その他必要な施設、器具機材等は家畜防疫官の指示した方法により消毒する。
- (5) 種鶏場及びふ卵室は常に衛生的に保持する。
- (6) 種卵をふ化するふ卵器は専用とし、指定を受けた種鶏群以外の卵を入卵しない。
- (7) 初生ひなは、輸出されるまでの間、家きんの伝染性疾病の病原体に汚染されないよう隔離し、運搬する。
- (8) 種鶏又は初生ひなの健康状態に異常が認められたときは、速やかに検査場所担当所長に報告する。
- (9) 検査場所に不慮の事故が発生したときは、その事故の状況を検査場所担当所長に報告する。
- (10) 指定担当所長が交付する検査場所の指定に関する標示書は、種鶏舎及びふ卵室の見やすい場所に掲示し、農林水産大臣の指定する検査場所であることを明らかにするとともに、関係者以外の立ち入りを禁止させる。
- (11) 命令書は、指定期間終了後、指定担当所長を経由して直ちに返付する。
- (12) 初生ひなの輸出検査場所指定申請書に係る関係書類を、当該検査場所が指定を受けている間適切に保管し、家畜防疫官の求めがあった場合に提出する。

9 命令書及び申請事項の変更

- (1) 検査場所の指定を受けた者は、命令書及び当該検査場所指定に係る申請事項等の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく2に準じて、農林水産大臣あての変更届出書を指定担当所長を経由して提出する。
- (2) 当該届出を受けた指定担当所長は、3に準じて処理し、管轄都道府県畜産主務課長に通知する。
- (3) 検査場所の指定を受けた者は、(1)の変更手続きに係る命令書を受領したときは、先に交付を受けた命令書を速やかに指定担当所長を経由して返付する。

10 検査場所の施設の増改築

- (1) 検査場所の指定を受けた者は、施設の増改築を行うときは、事前に指定担当所長に届出る。
- (2) 届出を受けた指定担当所長はその旨を管轄都道府県畜産主務課長に通知するとともに、検査場所の指定を受けた者に対して必要な指示等を行う。
- (3) 指定担当所長は、増改築を終了した旨の報告を受けて、2に準じて現地調査を行い、工事の完工を確認するとともに必要に応じて3の命令書交付時の関係書類の訂正を行

い、動物検疫所長及び輸出検査担当所長に報告するとともに、管轄都道府県畜産主務課長に通知する。

11 種卵採取鶏の補充及び更新

種卵採取鶏の補充及び更新は、「輸出初生ひなの種卵採取鶏の補充、更新申請書」（別記様式第9号）に当該新規補充又は更新鶏についての、「家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラム、サルモネラ・ガリナルムによるものに限る。）検査成績」（別記様式第4号）、「鶏マイコプラズマ病検査成績」（別記様式第5号）及び「ニューカッスル病の血球凝集抑制試験成績」（別記様式第6号）を添え、事前に指定担当所長に届け出て、「輸出初生ひなの種卵採取鶏の補充、更新について」（別記様式第10号）の確認を得て行う。

12 指定場所の継続指定

(1) 指定期間終了後においてもなお継続して同一検査場所の指定を受けようとする者は、指定期間終了の1ヶ月前までに、「初生ひなの輸出検査場所指定申請書（継続）」（別記様式第11号）を2に準じて農林水産大臣あて提出する。

申請書には種卵の採取に供する種鶏の最近3か月以内に行った「家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラム、サルモネラ・ガリナルムによるものに限る。）検査成績」（別記様式第4号）、「鶏マイコプラズマ病検査成績」（別記様式第5号）及び「ニューカッスル病の血球凝集抑制試験成績」（別記様式第6号）を添付する。

(2) 当該申請を受理した指定担当所長は、2及び3に準じて処理する。

(3) 指定担当所長は、検査場所を継続して指定する場合において書類審査により継続指定が適当と認める場合は、家畜防疫官の現地調査を省略できる。ただし、現地調査を省略して継続指定を行った検査場所については、次回の指定申請時には現地調査を行うこととする。

14 検査場所の指定の取消し

指定担当所長は、検査場所が次のいずれかに該当するか、又は輸出検疫の実施に支障があると認められるときは、検査場所の指定を取り消すとともに、その旨を動物検疫所長に報告及び管轄都道府県畜産主務課長に通知する。

(1) 検査場所又はその周辺に家きんの監視伝染病が発生した場合。

(2) 検査場所の指定を受けた者が、家畜防疫官の指示事項の遵守を怠った場合。

(3) 災害の発生により、係留検査の実施に支障があると認められる場合。

(4) 申請者から検査場所の指定取消しの要請があった場合。

(5) その他の理由により、検査場所としての指定が必要ないと判断した場合。

輸出初生ひな生産種鶏群の検査上の注意点について

初生ひなの輸出検疫要領（平成20年10月6日付け20動検第714号の別添2。以下「要領」という。）の2に示す「輸出初生ひな生産種鶏群の検査上の留意点」は下記のとおりとする。

なお、この規定は家畜伝染病予防法施行規則第45条に規定する鶏以外の家きんについても準用する。

記

- 1 家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラム、サルモネラ・ガリナルムによるものに限る。）
 - (1) 最近3か年における検査は、輸出初生ひな生産種鶏群（棟）を含む同一種鶏及び種鶏候補鶏のすべてを目途に年1回以上の検査を実施する。
 - (2) 最近3か月における検査は、生産種鶏群（棟）を検査対象の主体とし、最近3か年の検査において陽性鶏が皆無の場合には、対象群のおおむね1/10羽数以上（ただし、検査羽数は少なくとも100羽以上とする。以下検査羽数の項において同じ。）、同検査及び前回の最近3か月の検査において陽性鶏を認めた場合は、対象群のおおむね1/5羽数以上について平均的に抽出し、検査を実施する。
 - (3) 検査の結果、陽性鶏が0.1%以上であって、母鶏群の汚染が考慮される場合は、要領の3の輸出の検査場所として適当とは認めない。
- 2 鶏マイコプラズマ病
 - (1) 輸出初生ひな生産種鶏群（棟）を検査対象の主体とし、対象群のおおむね1/10羽数以上について平均的に抽出し検査を実施する。
 - (2) 検査の結果、陽性鶏の摘発にあたっては、適宜、陽性鶏への投薬、種卵の消毒等を指導するとともに陽性率がおおむね5%以上の種鶏群については、要領の3の輸出の検査場所として適当とは認めない。ただし、前述の投薬等の指導を十分に実施し、家畜防疫上の措置の実行が可能な場合にあってはこの限りではない。
- 3 ニューカッスル病
 - (1) 輸出初生ひな生産種鶏群（棟）を検査対象の主体とし、これを含む同一種鶏場内の飼養鶏についておおむね1/50羽数以上を抽出し、検査を実施することとする。ただし、指定を受けようとする輸出の検査場所が法第32条の規定に基づく移動制限区域の外で、当該場所周辺半径約10km以内に同病の発生があり、最終発生に伴う処分等が終了したのち1か月以上経過、3か月未満の場合にあっては、検査対象群のおおむね1/10羽数以上について抽出し、検査を実施する。
 - (2) 検査の結果、ニューカッスル病の血球凝集抑制価が640倍以上を示すものが認められる場合は、ワクチンの種類、投与の時期、投与方法等を勘案し、さらに別の個体について検査するなど疫学的調査をすすめる。これらの検査により、野外のニューカッスル病ウイルスの侵襲をうけていると疑われる場合、または輸出の検査場所が法第32条の規定に基づく移動制限区域内に含まれ、かつ、同病の終息後3か月以上の期間を経過していないものあるいは、同区域外であって検査場所周辺半径約10km以内に同病の発生があり、最終発生に伴う処分等が終了したのち1か月以上の期間を経過していない場合は、要領の3の輸出の検査場所として適当とは認めない。

別記様式第1号

平成 年 月 日

動物検疫所

長 殿

住所
指定検査場所名
代表者氏名

輸出初生ひなの生産地証明書

平成 年 月 日付け農林水産省 動検 第 号により当場を初生ひなの輸出検査場所として指定されましたが、今般、下記の初生ひなを輸出するにあたり、当該初生ひなは当場で生産されたことを証明します。

記

1 種類

2 用途

3 羽数 雄 羽、雌 羽 計 羽

4 ふ化年月日 年 月 日

5 仕向国名

6 種鶏場及びふ化場の住所、名称

農林水産大臣 殿

申請者住所
代表者名

初生ひなの輸出検査場所指定申請書

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 45 条第 2 項の規定に基づいて、下記の場所を検査場所として指定されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

(1) 種鶏場

ア 所在地

イ 場所名

ウ 種鶏管理者名

エ 連絡先（TEL 及び FAX）

オ 施設

- (ア) 全体の面積、棟数及び稼働棟数
- (イ) 品種別羽数（中すう以上）
- (ウ) 指定を受けたい施設の面積及び名称
- (エ) 指定を受けたい品種別、雌雄別の羽数（月令別棟別に記載のこと）

(2) ふ化場

ア 所在地

イ 場所名（登録ふ化場にあつては登録番号及び登録年月日）

ウ ふ卵担当者名

エ 連絡先（TEL 及び FAX）

オ 施設

- (ア) 全体の面積、室数
- (イ) ふ卵器数及び稼働台数
- (ウ) 指定を受けようとするふ卵器の種類
- (エ) 指定を受けようとするふ卵器の台数及び 1 台の収容能力

2 指定期間中の輸出予定

- (1) 品種
- (2) 輸出羽数
- (3) 用途別
- (4) 仕向国
- (5) 搭載地、搭載年月日
- (6) 指定場所から搭載地までの輸送方法及び経路

3 添付書類

- (1) 種鶏場及びふ化場の周辺図
- (2) 種鶏場及びふ化場の平面図
- (3) 登録ふ化場にあつては登録証の写
- (4) 最近 3 か年の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラム、サルモネラ・ガリナルムによるものに限る。）検査成績
- (5) 最近 3 か月の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラム、サルモネラ・ガリナルムによるものに限る。）検査成績
- (6) 最近 3 か月の鶏マイコプラズマ病検査成績
- (7) 最近 3 か月のニューカッスル病の血球凝集抑制試験成績

別記様式第4号

最近3か月の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プローラム、サルモネラ・ガリナルムによるものに限る。）検査成績

申請者住所
 名 称
 代表者氏名

養鶏場の施設名 (または呼称名)	系 統 名 (商品名)	種 類	用 途	月 齢 (か月)	収容羽数	受検羽数			陽性羽数				備 考 (次期更新年月日等)	
						検査年月日	雄	雌	計	雄	雌	計		%
合 計														

上記のとおり相違ないことを証明します。
 平成 年 月 日

家畜保健衛生所長 印

最近3か月の鶏マイコプラズマ病検査成績

申請者住所
 名 称
 代表者氏名

養鶏場の施設名 (または呼称名)	系統名 (商品名)	種 類	用 途	月 令 (か月)	収容羽数	受検羽数				鶏マイコプラズマ病陽性鶏羽数				備 考 (次期更新年月日等)
						検査年月日	雄	雌	計	雄	雌	計	%	
合 計														

上記のとおり相違ないことを証明します。
 平成 年 月 日

家畜保健衛生所長 印

別記様式第7号

番 号
年 月 日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省動物検疫所長（支所長）

初生ひなの輸出検査場所指定申請について（協議）

平成 年 月 日 付けで（申請者氏名）から別添写しのとおり家畜伝染病予防法第45条第2項の規定に基づく輸出初生ひなの検査場所指定の申請がありました。つきましては、当該場所を検査場所として指定して差し支えない場合にあつては、下記事項につき調査の上、ご回答願います。

なお、当該指定申請の場所については、当所の家畜防疫官が現地調査を致しますが、その際には協力方併せてお願いいたします。

記

1. 当該場所及びその周辺には、最近6か月以内に高病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラム、サルモネラ・ガリナルムによるものに限る。）、ニューカッスル病について
2. 当該場所及びその周辺には、最近3か月以内に家きんの監視伝染病（1に掲げるものを除く）の発生について

別記様式第 8 号

輸出初生ひなの検査場所の指定について

1 検査場所指定の申請者

住所
氏名

2 検査場所及び責任者（種鶏舎及びふ化場が別の場合は、それぞれを記載する。）

名 称
所在地
責任者
連絡先（TEL 及び FAX）

3 検査場所の内容

（1）種鶏舎

ア）種鶏舎の棟数
イ）種鶏舎の面積
ウ）品種別羽数
エ）その他

（2）ふ化場

ア）ふ卵場の面積
イ）ふ卵器の種類、台数及び1台の収容能力

4 仕出予定国及び農場名

5 指定のための現地調査の有無

6 指定年月日及び指定番号

平成 年 月 日
農林水産省 動検 第 号

7 指定期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

8 輸出者名

9 その他（新規、継続、再指定）

10 継続指定の場合、前回指定期間中の輸出回数 回

平成 年 月 日

動物検疫所

長 殿

申請者住所

検査指定場所名

代表者名

輸出初生ひなの種卵採取鶏の補充、更新申請書

平成 年 月 日付け農林水産省 動検 第 号により下記の場所を初生ひなの輸出検査場所として指定されましたが、今般、輸出初生ひなの種卵採取用の種鶏を（補充、更新）したく、新規（補充、更新）予定種鶏の最近3か月以内に行なった鶏マイコプラズマ病、家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラム、サルモネラ・ガリナルムによるものに限る。）及びニューカッスル病の検査成績を添えて申請します。

記

1. 種鶏場の所在地
2. 種鶏場の名称
3. 新規（補充、更新）種鶏の収容予定棟
 - (1) 名称（または呼称）
 - (2) 棟数
 - (3) 現在飼育中の種鶏の種類、系統名（または商品名）、年令、雌雄別羽数
 - (4) （補充、更新）予定の種鶏の種類、系統名（または商品名）、年令、雌雄別羽数
 - (5) その他記すべき事項（補充、更新の理由等）

別記様式第10号

番号
平成 年 月 日

殿

農林水産省動物検疫所 長

輸出初生ひなの種卵採取鶏の補充、更新について

平成 年 月 日付けにて、種卵採取鶏（補充、更新）希望申請のあったこのことについては、検討の結果、下記を輸出用初生ひな種鶏として適当と確認したので通知する。

記

1. 種類
2. 用途
3. 羽数 雄 羽、雌 羽
4. その他

